

## 駿博会駿博指導者賞に関する要項

令和2年6月6日制定

令和2年6月6日施行

(趣 旨)

第1条 この要項は、駿博会会則第4条第1号に基づき、駿博会駿博指導者賞（以下駿博指導者賞という）についての必要事項を定める。

(目 的)

第2条 駿博指導者賞は、学位（博士）取得者を数多く指導した教員に対して、その情熱と指導力に敬意を表し顕彰することを目的とする。

(募 集)

第3条 駿博指導者賞候補者は、毎年、駿博指導者賞を授与する年度の4月に募集する。

(応募方法)

第4条 駿博指導者賞の対象者は、駿博会会員であって、自らが主査を務めた学位論文（博士）の一覧を作成し、駿博指導者賞選考委員会（以下、選考委員会という）に自己推薦するものとする。

(選 考)

第5条 自己推薦により提出された書類に基づき、選考委員会において受賞対象者の書類選考を行い、候補者を理事会に推薦する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、総務委員会委員により構成し、駿博会副会長が委員長となる。ただし、必要に応じ会長の承認を得て、総務委員以外の者に選考委員を委嘱することができる。

(受賞者の決定)

第7条 理事会は、選考委員会から推薦された候補者について審議し、受賞者を決定する。

(受賞者人数)

第8条 駿博指導者賞の受賞者は、毎年若干名とする。

(表 彰)

第9条 駿博指導者賞の受賞者には盾を授与し、総会において表彰する。

(自己推薦書)

第10条 本要項における自己推薦に用いる書類は書式を定め、駿博会ホームページ等に掲載する。